

令和7年9月3日  
清掃・リサイクル部  
砧清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告  
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和7年3月25日(火) 午前10時20分頃(天候:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)砧清掃事務所の職員が、粗大ごみの収集作業を行うため清掃車両を走行中、一時停止するために左側に車両を寄せた際に、左後方から走行してきた相手方(以下「乙」という)バイクの右前方バンパーと、清掃車両の左前方側部及び左前輪が接触し、乙はバランスを崩して地面に転倒した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 損害賠償額

170,100円  
(自動車保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日

令和7年7月31日